

市町村の条例が定める設置基準

消防本部：山鹿市消防本部
 熊本県 山鹿市

- 取付けが義務付けられている所
- 取付けをおすすめする所

※取り付けが義務付けられている所は

『煙感知器』

を設置してください。



7m²(四畳半)以上の居室が5以上ある階には、廊下に火災警報器の設置が必要です。

